

いじめ防止基本方針

R3. 3月改訂

小松市立国府小学校

1. はじめに

小松市立国府小学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

2. 趣旨

本校では、児童一人一人の内面を見つめ、児童が主人公となる温かく楽しい学校づくりを目指し、いじめのない教育を家庭・地域社会との連携を図りながら、学校職員が一体となり推進していく。

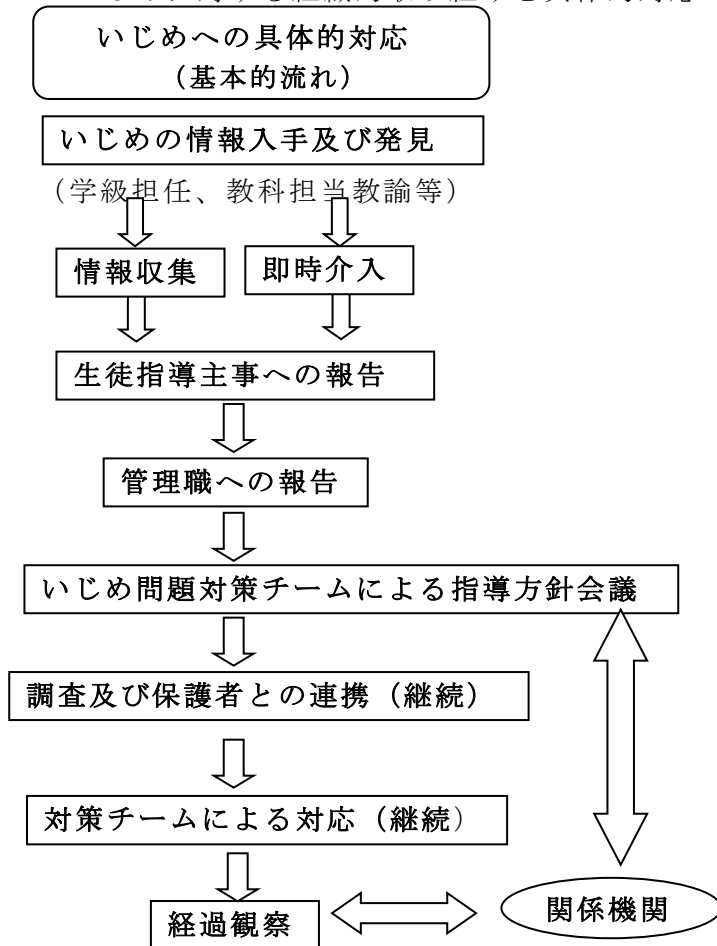
3. 方針

- (1) いじめはどの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうるとの認識に立って、児童と教師間の信頼関係を基盤として指導の徹底を期す。特に、「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識に立って全教職員が指導に当たる。
- (2) 児童の生活実態（インターネットを含む）をきめ細かく把握し、その情報を教職員間で共有した上で家庭と連携した取組みを行い情報モラルを育む。そして、児童の発する危険信号を見逃さず早期発見に努める。また、児童の悩みを受け止められる教育相談の体制（スクールカウンセラーなど）を整備し、それを機能させ早期対応を図る。
- (3) いじめ問題対策チームを設置し、いじめ問題の未然防止・早期発見・早期対応に向け、平時からいじめ問題に備え、いじめ問題の発見時には迅速かつ積極的な対応を行う。またいじめ対応アドバイザーやスクールカウンセラー、関係機関と連携を取りながらいじめが解消されるまで指導を行う。
※いじめの「解消されている」状態とは、次の2つの要件が満たされていること
 - ①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
(少なくとも3ヶ月を目安とする。)
 - ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。
- (4) 児童が教育活動全体を通じて活躍でき、他者の役に立っていると感じとる機会を設定し、児童の自己有用感が高められるように努める。また、困難な状況を乗り越えるような体験の機会もつくる。
- (5) 児童の自主的活動・集団活動・自治的活動（学級会・児童会・縦割り活動・町別子ども会等）を伸長させ、リーダー性や社会性のかん養を図る。同時に異学年間交流を通してお互いの立場や考え、よさを認め合えるような態度を養う。
- (6) 人権・道徳教育の中でいじめにかかわる問題を取り上げ、いじめについて学ばせ、防止策について考えさせるとともに、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導の充実に努める。
- (7) 幼・小・中学校の連携を一層密にし、児童一人一人の継続指導にあたるための情報交換に努める。
- (8) いじめの問題について、家庭との緊密な連携協力を図り解決に当たる。
PTAや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて対策を図る。

4. 取り組み計画（PDC Aサイクルを生かして）

月	いじめ防止に向けた取組	月	いじめ防止に向けた取組
4	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止基本方針の確認 いじめ問題対策チーム設置 児童理解（前担任との引継ぎ） いじめの定義について確認 	10	<ul style="list-style-type: none"> いじめ問題対策チーム いじめアンケート調査（集計、確認、個人面談）
5	<ul style="list-style-type: none"> いじめ問題対策チーム（いじめアンケート調査の計画） 	11	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導部（アンケート結果把握） いじめ問題対策チーム（アンケート結果検討） 人権意識を高める学級組織作り（やかたシート活用） 人権週間
6	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケート調査（集計、確認、個人面談） 生徒指導部（アンケート結果把握） いじめ問題対策チーム（アンケート結果検討） 	12	<ul style="list-style-type: none"> 児童集会（いじめ防止） 保護者面談・アンケート 学校評価のとりまとめ（取組評価アンケート）
7	<ul style="list-style-type: none"> 児童理解 保護者面談・アンケート 	1	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケート調査（集計、確認、個人面談） 生徒指導部（アンケート結果把握） いじめ問題対策チーム 冬季休業終了後の教育相談
8	<ul style="list-style-type: none"> 家庭訪問 いじめ対応研修（事例検討） 	2	<ul style="list-style-type: none"> 学校評価のとりまとめ（取組評価アンケート）
9	<ul style="list-style-type: none"> 運動会に向けた集団作り（やかたシート活用） 夏季休業終了後の教育相談 	3	<ul style="list-style-type: none"> 1年間のふり返り（次年度の方針） いじめ問題対策チーム（基本方針等の見直し）

5. いじめに対する組織的取り組みと具体的対応



※主な関係機関	
小松市教育委員会	0761-24-8122
小松市教育センター	0761-21-7958
石川県中央児童相談所	076-223-9553
石川県こころの健康センター	076-238-5761
石川県家庭教育電話相談	076-263-1188
小松警察署	0761-22-0110
いじめ110番 (少年サポートセンター)	0120-617-867

いじめの未然防止 [対応上の留意点]

- ・児童間の良好な人間関係の構築に努める。
- ・児童の様子に気を配り、些細な変化も見逃さないようにする。
- ・児童会活動などを通じて、「いじめはダメ」という啓発活動を行う。
- ・アンケート（アンケートについては関係者に情報を開示することがあることを説明しておく）などを利用し、児童の実態把握に努める。
- ・インターネット利用の危険性を啓発するとともに、保護者との連携を図る。

いじめの情報を入手 [対応上の留意点]

- ・「いじめではない。大丈夫だろう」などと看過しないで疑いが生じた段階で調査する。
- ・他の教師に、情報の収集や観察などの協力をもらう。
- ・児童と過ごす時間を増やし、状況を観察する。
- ・朝の会、帰りの会、学年集会などで、いじめ問題についての一般的な話をし、教師のいじめに対する強い姿勢を示す。

いじめの現場を発見 [対応上の留意点]

- ・感情的にならず、毅然とした態度で介入する。
- ・発見者は、学級担任、当該学年担任、生徒指導主事などに報告する。
- ・関係した子供に対し、事実に基づいた具体的な行動や言葉を確認する。
- ・その日のうちに、生徒指導主事等は、一連の事実確認をし管理職に報告する。
- ・その日のうちに、対策チームで共通理解を図る。

管理職への報告 [指示を受ける内容]

- ・緊急対応の必要性
- ・いじめ問題解決のための対策チームによる指導方針会議を開く必要性
- ・詳細な調査の必要性、調査の内容と方法
- ・保護者への対応

いじめ問題対策チームによる指導方針会議 [協議上の留意点]

- ・具体的な指導・援助の方針を検討し、役割分担を決め、対策チームを組む。
- ・関係機関とも連携しながら継続的に経過観察を行い、児童が安心して教育を受けられるようにするため、指導・援助を行う。

指導方針に沿った調査・指導・援助

[調査実施上の留意点]

○：児童 □：保護者

- 最初から関係者を一同に集めて、調査や話し合いをすることは絶対しない。
- 事実確認の段階で、善し悪しの判断を安易にしない。
- 多面的に事実を確認し、内容に矛盾がないか慎重に検討する。
- 情報提供者の児童等に迷惑が及ばないように配慮する。

重大事態への対処

- ・調査主体

法第 28 条第 1 項及び第 2 項に定める重大事態が発生した場合は、直ちに小松市教育委員会に報告し、調査を実施する主体等を協議する。学校が調査を行う場合は、「いじめ問題対策チーム」を母体として速やかに組織を設ける。被害児童・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。

- ・情報の提供

学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。

- ・調査結果

調査結果を小松市教育委員会に報告する。

- ・再発防止

調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な取組を進める。

[いじめられた児童及びその保護者への指導・援助の留意点]

- いじめられている子どもの側に立ち、必ず守り通すという姿勢を明確にする。
 - 情報入手の段階では、本人がいじめられていることを語らないことが多いので、まず本人の気持ちをよく聴く姿勢でかかわる。
 - 子どもを心を受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
 - 今後の対応については、本人の気持ちに配慮しながら進めていく。
 - 場合によっては、緊急避難としての欠席などの対応も考える。
 - 和解の形で終わっても、安易に問題が解決したと考えずに、その後の行動や心情をきめ細かに継続して見守る。
-
- 保護者へは被害者保護優先の姿勢で接し、誠意をもって素早く対応する。
 - 保護者の訴えを共感的態度で傾聴し、指導・援助の事前及びその後の経過の説明を十分に行う。
 - 家庭訪問等をし、保護者と連絡を密にし合う。

[いじめた子ども及びその保護者への指導・援助の留意点]

- いじめの事実を確かめ、いじめの意識の有無を確認する。
 - 「いじている」と認識していなかったり、認めようとしなかったりする場合が多いので、まず、本人の不満や気持ちをよく聴く姿勢でかかわる。
 - いじめられている子どもの心理的・肉体的な苦痛を十分理解させ、いじめが人間として許されない行為であることを分らせる。
 - 集団によるいじめの場合、いじめの中心となる子どもが、表面に出ていない場合があるので、集団内での力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
 - いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目標をもたせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気よく継続して行う。
-
- 十分な指導をしたにもかかわらず、いじめが継続する場合は、厳しい対応措置をとる。
 - 保護者の心情に配慮して対応し、指導・援助の事前及びその後の経過説明を十分行う。
 - 「学校と家庭が連携して子供を育てていく」という共通理解が、保護者との間に持てるよう努め、保護者の考えを十分尊重しながら協力を依頼する。

(参考・引用文献：鹿児島総合教育センター研究紀要)